

官報

号外
昭和六十二年八月二十八日

○第百九回 衆議院會議録 第十四号

昭和六十二年八月二十八日(金曜日)

議事日程 第八号

昭和六十二年八月二十八日

午後一時開議

- 第一 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)
- 第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - 日程第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)
 - 日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)
- 地方自治法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明及び質疑

昭和六十二年八月二十八日 衆議院會議録第十四号

日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 律案外一案

午後一時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○議長(原健三郎君) 日程第一、日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長深谷隆司君。

日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔深谷隆司君登壇〕

○深谷隆司君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出された日本放送協会の昭和五十九年度の決算であります。

まず、財産目録及び貸借対照表によりまして、昭和五十九年度末における資産総額は三千五百九億四千四百万円でありまして、前年度に比べ四百三億八千万円の増加となっております。これに対し、負債総額は一千四百一億八千五百万円、前年度に比べ四百四十七億八千万円の増加となっております。また、資本総額は一千六百五十七億五千九百万円でありまして、前年度に比べ二百五十六億七千二百万円の増加であります。

次に、損益計算書によりまして、昭和五十九年度中の経常事業収入は三千三百六十一億一千四百百万円、経常事業支出は三千三百五十九億九千九百万円で、この結果、経常事業収支差金は二百二十五億一千五百万円となっております。これに経常事業外収支差金等を加えますと、当期事業収支差金は二百五十六億七千二百万円であります。

本件には、「検査の結果記述すべき意見はない。」旨の会計検査院の検査結果が添付されておりま

す。本委員会におきましては、本件について、昨十七日唐沢郵政大臣及び日本放送協会当局から説明を聴取し、質疑を行い、次いで採決の結果、本件は賛成多数をもって異議がないと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第二、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、日程第三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長石川要三君。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

昭和六十二年八月二十八日 衆議院會議録第十四号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案

〔石川要三君登壇〕

○石川要三君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、自衛官の定数を海上自衛官二百三十九人、航空自衛官二百六十七人、統合幕僚会議の自衛官四人、計五百十人増加するとともに、予備自衛官の員数を千五百人増加するものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、予備自衛官手当の月額を三千円から四千元に改定しようとするものであります。

以上二法律案は、七月三十日本会議において趣旨説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会におきまして栗原防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、八月十八日から二法律案を一括して質疑に入り、中曽根内閣総理大臣の出席を求め質疑を行う等、慎重に審査を行いました。

質疑は、SDI研究への参加問題、シーレーン防衛の問題と洋上防空構想の内容、FSX選定問題、防衛費対GNP比一％枠撤廃問題等、広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録

によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、八月二十七日質疑を終了いたしましたところ、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党の戸塚進也君から施行期日に関する修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、二法律案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党の谷津義男君から二法律案及び修正案に対し賛成、日本社会党・護憲共同の野坂浩賢君から二法律案及び修正案に対し反対、公明党・国民会議の井上和久君から防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し反対、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び修正案に対し賛成、民社党・民主連合の川端達夫君から二法律案及び修正案に対し賛成、日本共産党・革新共同の柴田睦夫君から二法律案及び修正案に対し反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案につき討論の通告があります。これを許します。野坂浩賢君。

〔野坂浩賢君登壇〕

○野坂浩賢君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、以下の諸点の理由から、防衛三法案に対し反対の意見を表明したいと思うのであります。

第一に、今日の国際情勢の大局的動向は、一九八五年十一月のジュネーブ首脳会議以降、米ソ両超大国の核兵器削減交渉が進展し、既に米ソ首脳会議による中距離核戦力削減協定の政治日程が目前に浮上するなど、軍縮へと世界は大きく傾いているのであります。まさに、政府はあらゆる機会をとらえて、唯一の被爆体験国として非核三原則堅持の姿勢を明らかにしつつ、極東、北西太平洋戦域に展開する膨大な両超大国の核兵器の削減、廃絶を強く求め、核軍縮の歩みを促進するという重大な責務を負っているのであります。

しかるに、トマホーク搭載艦船の寄港容認や米海洋戦略への加担、SDI研究参加など、非核三原則の空洞化と核安保体制の強化が懸念される中で、自衛隊の飛躍的な戦力増強の一環として打ち

出されているこれらの法案は、この大局の流れに逆行する暴挙だと言わなければならぬのであります。(拍手)

第二に、米国防報告や国家安全保障戦略に明らかに、この核廃絶か新たな軍拡かの岐路にあって、米国はソ連の長期的な戦略的方向を世界的覇権の確立とし、これに対するみずからの対ソ国家戦略を軍事的封じ込めと位置づけた上で、政治、軍事、経済、科学技術などのあらゆる対外政策の諸手段を駆使して、ソ連の持続的な弱点に対してアメリカの持続的な優位点を配列し、ソ連の弱点を利用しながらその軍事力を時間とともに弱体化させる競争戦略を、西側同盟国全体を律する対ソ戦略として全面的に押し出しているのであります。

この競争戦略のもとに、西側優位にあるハイテク技術革新を組み込んだ対ソ軍事戦略が、今日、SDIや戦略核攻勢戦力近代化計画の推進、ハイテク兵器開発を織り込んだエアランドバトル戦略、攻勢的海軍作戦としての新海洋戦略などの危険な軍事戦略に結実し、レーガン政権によって強力に推進されているのであります。ここに、ソ連に対する軍事的打倒に突き進む米国の赤裸々な企

図が露呈していると言わねばなりません。政府のSDI研究参加の協定調印や対米武器技術供与政策、ココム規制強化、日米共同作戦態勢の飛躍的強化とともに、今日の自衛隊の人的増強も、このアメリカの攻勢的な競争戦略のもとに推進されている対ソ防衛力増強政策の一環であると断定できるのであります。

第三に、米国が近年急速に作戦遂行態勢の整備を推進している新海洋戦略は、競争戦略を海洋に應用して、空母戦艦群を擁する米海軍力の優位をチョークポイントに制約されたソ連海軍力の地政学的弱点に指向する戦略にはかなりません。この海洋戦略は、北大西洋、バレンツ海とともに北西太平洋に適用され、海洋要塞化されたオホーツク海や日本海など極東ソ連本国水域にまで米海軍及び海上自衛隊の前方展開を図り、三海峡封鎖作戦を駆使しながら通常戦略レベルでソ連弾道ミサイル搭載原潜を一掃し、戦略核戦争遂行能力における米国の優位を確立し、さらにソ連水上艦隊の撃滅、極東航空戦力の一掃、海軍基地など支援兵たん基地の破壊、千島、サハリンへの逆上陸を企図する極めて危険な攻撃的戦略であると言わねばならぬのであります。東芝事件をてこととしたソ連潜水艦探

知能力の飛躍的強化のための日米共同研究体制の急速な整備は、新海洋戦略とそこに組み込まれた自衛隊の危険性の一端をかいま見たものにはかならぬのであります。

この攻撃的な新海洋戦略のものと米海軍と共同連携するために、自衛隊は北方前方防衛戦略を強力に推進し、洋上防空体制研究会においてOTHレーダー、AWACS、空中空輸機、F15、エイジス艦を組み合わせた前方展開艦隊防空、三海峡封鎖作戦構想を練り上げており、陸上防衛態勢研究会においては、SSM1、FSX、多連装ロケット、AHIなど駆使した洋上撃滅、水際打撃による三海峡地域防衛を遂行するための陸上自衛隊の再編、近代化構想を推し進めているのであります。本法案はこの危険な攻勢的戦略を遂行する要員の確保、継続能力の増強策であり、我々はこれに断固反対をしなければならぬと思うのであります。

最後に、政府は一方でこのような危険さわまりない対ソ軍事戦略の全貌を国民に対して覆い隠したまま、洋上防空体制研究会、陸上防衛態勢研究会の密室の中で作戦、編成、装備に関する攻撃的構想を着々と練り、防衛費対GNP比一％枠を取

り払い、今また本法案による防衛力増強を図るとともに、他方ではこれを専守防衛の範囲内であるとの詭弁を弄して、国民を欺いておると言わなければならないと思うのであります。虚構の国民的合意を強弁し、国民を対ソ戦略の最前線に引きずり込もうとしておると言われても仕方がないのであります。

昨日の衆議院の内閣委員会におきまして、中曽根総理は質問に答えて、ペルシャ湾の機雷一掃の措置、あるいはまた外国における災害に自衛隊を派遣するという海外派兵への方向を明らかにしたのであります。我が党は断じてこれを許容することとはできないのであります。

我が党は、日本国民はもちろん、近隣諸国から軍事大国化への懸念表明というものを払拭して、真に我が国の平和、アジアの平和、世界の平和を守り、推進発展をさせるために、この軍拡への道である本法案には断固として反対することを表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は結局いたしました。

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

地方自治法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、第百八回国会、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣葉梨信行君。

昭和六十二年八月二十八日 衆議院會議録第十四号

地方自治法の一部を改正する法律案についての葉梨自治大臣の趣旨説明 地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨
説明に対する山下八洲夫君の質疑

三三二

〔國務大臣葉梨信行君登壇〕

○國務大臣(葉梨信行君) 地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申に基づき、機関委任事務制度について職務執行命令訴訟制度を見直すとともに、機関委任事務に係る議会及び監査委員の関与を拡充し、監査委員制度について監査委員の職務権限の拡大等その整備を図り、議会制度について議会運営委員会の設置等につき所要の措置を講ずる等により、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図ろうとするものであります。

以下、その概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、機関委任事務につきまして、議会の機関・検査権及び監査請求権を認めるとともに、これを監査委員の監査の対象とすることとしております。

また、職務執行命令訴訟制度の見直しにつきましては、知事の機関委任事務の処理につき法令等の違反あるいは怠慢があり、著しく公益を害することが明らかであるときは、主務大臣は勸告、命令、知事の不履行の事実を確認する内閣告示を経て代行することができることとし、知事は内閣総理大臣への不服の申し出を経て、主務大臣の命令の取り消しを求める訴えを起こすことができることとする等所要の改正を行うとともに、地方公共団体の長の罷免の制度を廃止することとしております。

第二に、地方議会につきまして、参考人制度及び議会運営委員会制度を整備することとしております。

第三に、監査委員の職務権限を拡大して、事務監査、公の施設の管理の受託者に対する監査ができるようにするとともに、地方公共団体の職員であった者を監査委員として選任することについて一定の制限を設ける等監査委員制度を整備することとしております。

なお、これらの改正のほか、地方自治法の別表の規定を改正する等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

地方自治法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山下八洲夫君。

〔山下八洲夫君登壇〕

○山下八洲夫君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして質問をいたします。

総理、議題となっております地方自治法の改正案は、言うまでもなく地方自治の本旨にかかわる問題であり、全国三千三百自治体の機能を著しく制限する内容となっております。しかし、全国の自治体は、みずからを制約するこの法改正について直接何ら関与する権限がないことをまず強調いたしたいと思っております。これが憲法第八章に保障されている地方自治の本旨なのかという基本的な疑問を感じます。国の都合の悪い地方制度調査会答申や都道府県議会あるいは市区町村議会の意見書が生かされたことがあるでしょうか。補助金や起債制限などで手足を縛り、制度的には機関委任事務を押しつけ、審議会等においては保守、自治省出身の首長を委員として、形だけ地方の意見を聞くポーズをとっているにすぎません。

中曽根総理に伺いますが、あなたは地方の時代や地域の自立を強調してきましたが、補助金カットや地方行革の押しつけなど自治体泣かせ以外に、何か自治体に喜ばれることあるいは地方自治の発展につながることを実行されたでしょうか。この五年間をしつかりと思ひ起こし、お答えをいただきたいと思います。

さて、何ゆえ国の代執行権強化が打ち出されたのか、どのような必要があるのかについて、政府は一切説明をしておりません。しかし、この改正案の策定経緯から見れば、川崎市における外国人の指紋押捺問題にかかわる事務の拒否に端を発していることは明らかであります。指紋押捺問題は重大な人権侵犯問題であり、住民の生活と権利に責任を持つ自治体がこれを拒否するのは当然であります。自治体の多くが売上税の予算計上を回避したのも、逗子市が米軍住宅の建設に反対したのも、また同様に賢明かつ適当な配慮であります。しかし、政府は、こうした自治体の自主的判断に脅威を抱き、本案を提出するに至っているの

あります。現行の職務執行命令訴訟制度において国が代執行を行ったのは、わずか砂川の一例だけであります。どのような事態を想定し、適用を考えているのか、明確かつ具体的にお示しをいたしたいと存じます。

昨年の第百四国会における我が党の五十風議員の質問に対して、総理は、現実に制度として動いていない、公選された知事を内閣総理大臣が罷免するのはおかしいという批判に応じたものであり、特定、具体的な事件、事例を念頭に置いたものではない、このように答弁されています。では、なぜ、二年の任期中に一度も議題とならなかった職務執行命令訴訟制度の見直しが、小委員会の任期切れわずか十日前に突如として行革審答申に出てきたのですか。なぜ知事の罷免制廃止だけを出さなかったのですか。特定、具体的な事件、事例を念頭に置かないで、制度だけを見直す必要がどこにあるのでしょうか。総理並びに自治大臣、はっきりお答えをいただきたいと思ひます。(拍手)

次に、そもそも職務執行命令訴訟制度は機関委任事務を前提にしておりますが、機関委任事務自体が自治体にとっては大きな迷惑であります。今日、都道府県の事務総量の八割、市町村の五割が

この機関委任事務と言われ、地方団体はその全面的廃止を要望し、大幅な削減合理化を求めています。が、何件廃止されたかといえば、わずか数十件にすぎません。地方自治法別表には五百八項目が掲げられているとされますが、毎国会、法律が通るたびに、機関委任事務や団体委任事務、さらには団体事務など、わけのわからないものが次々と生まれていきます。国は直接国でやれることだけを決め、自治体にゆだねなければならぬことは、枠組みだけ自治体の意見をしっかりと踏まえて定め、財源保障し、あとは条例、要綱にゆだねればよいではありませんか。

機関委任事務とは、その性格は何で、何を根拠にしているのかという質問についても、小沢前自治大臣は、法律または政令によって地方公共団体の執行機関に委任された国の事務であると、意味不明の答弁をされています。委任を受ける方の意見も聞かず、指図、介入はやりたいほうだいやるというこの制度は、戦前の地方制度の遺物であり、戦後憲法によって地方自治が規定されて以来は死滅させるべきものであるというのが正しい解釈であります。

なぜ機関委任事務が必要であるのか、機関委任

事務と団体委任事務、そして団体事務はそれぞれどこが違い、何件あるのか、また、都道府県、市町村の事務総量の各何割を占めているのか、葉梨自治大臣、具体的にお答えをいただきたいと存じます。

さらにお尋ねをいたします。

地方公共団体の長に対する国の指揮監督を役所内部の上意下達のごとく行うのは、地方自治体の本来の自主独立性を害するものであり、憲法で定めた地方自治の本旨にもとるおそれがある、一方において国の指揮監督の実効性を確保するという調和を図るために職務執行命令訴訟の制度を採用したものであるというのが、最高裁砂川判決における本制度の趣旨の解釈であります。この解釈に基づけば、現行制度における主務大臣からの職務執行命令訴訟の提起、その裁判を経た後の命令違反確認訴訟の提起、そしてその裁判確定後における主務大臣による代行というシステムは、知事の罷免は論外として、それなりに本制度の趣旨に沿ったものと言えます。

ところが、今回の改正案は、勅告、命令、不服申し出、通告、告示、代行とされ、知事が通告に不服のときは知事の方から訴訟を提起し、勝訴し

たとき初めて処分の回復と現状回復措置がとられるようになっております。現行制度とは全く逆転しており、地方自治体の自主独立性を根底から否定し、憲法で定めた地方自治の本旨を踏みにじり、国の強権的支配権、国への服従のみを強調するものとなっているのであります。(拍手)

国から訴訟を提起した例は、これまでに一件でした。では、制度が動かないという理由で改正されるこの新たな仕組みによって、自治体が訴訟をどんどん提起することを目的にするのでありましょうか。実際には、経済的にも政治的にも圧力を受けている自治体が訴訟を提起できる事例はほとんどなく、総理の答弁を拝借すれば、それこそ制度は動かないと言えるでありません。変わるのには、機関委任事務が廃止合理化の方向ではなく、拡大強化されるということ、そして国の強権発動に脅かされ、自治体に対する支配強化が進むということでもあります。なぜ最高裁判決にある制度の趣旨をも根底からひっくり返すのでしょうか。総理並びに自治大臣の明快な回答を求めます。

また、第百五十一条の二では、他の方法で是正を図ることが困難で、それを放置することにより

昭和六十二年八月二十八日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する山下八洲夫君の質疑

三二四

著しく公益を害することが明らかである場合に代執行するとされていますが、具体的にどのような場合かという質問に対して、小沢前自治大臣は、社会公共の利益に対する侵害の程度が非常に甚だしい場合に限定するとしています。政府は、都道府県が社会公共の利益に反する行為を行うことを前提に法律を定めるのか、または、中央政府と地方府の関係において、国が社会公共の利益に反した場合、自治体はどのような対抗手段を保障されているのか、自治大臣の所見を伺いたいと思います。

また、今回の改正案における代執行制度の趣旨と最高裁の砂川判決における制度の趣旨と異なるのか否か。都道府県が社会公共の利益に反する行為を行うことを前提に法律を定めることができるのか。さらに、公選知事が選挙民の意思と国の意思との選択を求められた場合、選挙民の意思を尊重すれば内閣総理大臣から罷免されるという現行制度は、憲法第九十三条違反であると考えられますが、いかが考えられるのか。この本会議における答弁は昭和四十五年以来のことであるそうですが、内閣法制局長官の見解を求めます。

次に、改正案においては、議会における機関委任事務の書類、計算書の検閲は政令で定めるものを除くとされ、監査請求の対象事務も政令で定めるものを除くとされ、しかも監査の実施方法も政令で定めることとされています。肝心なことは政令に委任し、国会審議の対象としないということに納得できません。たとえ政令が機関委任事務の数だけあろうと、その内容をすべて国会に提出することを要求いたします。これは各省にまたがりますので、ぜひ総理からお約束をいただきたいと存じます。

最後に、こうした職務執行命令訴訟制度の改悪を初め、自治体と国民の管理支配を強めようとする法律改正が非常に目立ちます。一方においては、国家秘密法、拘禁四法案制定の動き、また他方においては、警察の不祥事件の発生や警察と警察の不透明な関係など、戦前の警察国家を思い起こすようなことが多々あります。さらに一方においては、昨夜のようなゲリラ事件や凶悪犯罪は未検挙という状態にあります。中曽根総理は、こうした制度と実態における警察国家化についてどのような感想をお持ちか。

また、さきの第百四国会において公有地の信託部分を除いて審議終了、廃案となった地方自治法改正案を再提出することは、議会制民主主義を否定し、記念すべき地方自治法施行四十周年を総理みずからが逆なですることです。この間の経緯を勘案すれば、国家秘密法、拘禁四法案を含めて断念すべきと考えますが、所見を伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 山下議員にお答えをいたします。

まず、地方自治発展のための政府の努力に関する部分でありますが、地方自治は民主政治の基盤であり、内政のかねめであるとかねてから確信し、そのように努力してきたところであります。この観点から、国の関与、必置規制、機関委任事務の整理合理化法の制定あるいは行政事務等によりまして中央地方を通ずる行政改革に努めると同時に、所要の地方財源の確保を図って地方自治の充実に努めてきたところであります。今後とも地方分権を一層推進するように努力してまいりたいと思っております。

補助金の削減等は行政改革の一環として行われたことでありまして、地方と同じように国も財政

政は火の車の状態でございます。地方に迷惑をかけないように、それでもいろいろ努力をしてきたところでございますが、今後とも地方と手を組みまして共存共栄の実を上げるように努力してまいりたいと思っております。

職務執行命令訴訟制度の問題でございますが、行革審におきましては、機関委任事務に関する制度の全般的な見直しの中で職務執行命令訴訟制度についても検討が行われ、慎重な審議の結果、答申が行われたものであります。特定、具体的事件や事例を念頭に置いたものではございません。

今回の代行制度の改革は、昭和三十五年六月十七日の最高裁判決にも留意の上、改革を行おうとしたものでございます。

この問題に関しましては、一方におきまして、知事に対する罷免権というものはやめた、そのかわり、一方におきましては、内閣の告示に基づきまして、一定の条件のもとに代行を行うようにしたけれども、訴訟制度という形によって、知事の立場をあくまで念頭に入れた措置をしており。こういう形によりまして、現行法よりはさらに一歩前進した、地方を重んじたやり方で前進してきておる。知事の罷免権というものを廃止した

という点だけでも、私は、これはかなり思い切った前進ではないか、そう思っておるわけでございます。

機関委任事務についても、議会の検閲、検査及び監査委員の監査の対象とすることとしたのは、地域の実情を反映させつつ、事務の適正かつ効率的な執行を確保する必要があると考えたため行つたのであります。したがって、検閲、検査または監査の対象からの除外については、国の事務の適正な執行の確保の観点から必要最小限のものに限定することにいたしましたのであります。

政令につきましては、確定次第御報告すること、は当然のことであります。

警察国家化の問題でございますが、警察制度は、民主的な制度のもとに今適正に運営されていると思ひます。警察の活動が不法不当にわたる、国民の信頼を損なうことがあつてはならないことは当然のことです。今後とも適法、妥当な方法によりまして、治安維持等に向け一層努力を傾けてまいりたいと思ひます。

地方自治法改正案は、撤回する考えはございません。

次に、国家秘密法の問題でございますが、い

ゆるスパイ防止法案は、自民党において、この種の立法が必要であるとの立場からいろいろ検討を加えているところでありますが、やはり国民の基本的な権利やいわゆる知る権利等々も考えまして、国民の十分な理解が得られるように努力しつつ、今慎重に検討しておるところであります。

いわゆる拘禁四法案、刑事施設法案、同法施行法案、留置施設法案及び海上保安庁の留置施設に関する法律案は、いずれもそれぞれの施設の適正な管理運営を図り、収容される方々の人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うことを目的とするものであります。御質問のような趣旨のものではないので、法案を撤回する考えはございません。

〔国務大臣葉梨信行君登壇〕

○国務大臣(葉梨信行君) 職務執行命令訴訟制度の改正理由でございますが、地方制度調査会といつたしましても、機関委任事務の基本的なあり方を論議する中で、職務執行命令訴訟制度につきまして制度論として種々検討の上答申されたものであります。特定、具体の事態を想定しているものではございません。政府といたしましても、このような論議の結果を踏まえ、機関委任事務制度の改

革の一環として改正法案を国会に提出し、御審議をお願いしている次第であります。

機関委任事務と団体事務の違いはどうかという御質問でございますが、機関委任事務は、国の事務について、地域の実情に即した処理を必要とする等の事情により、その管理、執行を地方公共団体の機関にゆだねるものであります。これに對しまして団体委任事務は、法令の規定により地方公共団体に委任した事務でございます。団体事務とは、固有の事務と団体委任事務を含む概念であります。

なお、地方自治法別表の団体事務及び機関委任事務の件数は、それぞれ二百七十八件、四百九十七件で、地方公共団体の事務のなお相当部分を占めているのが現状でございます。

改正案と最高裁判決との関係でございますが、今回の代行制度の改革につきましては、御指摘の最高裁判所判決にも留意の上、地方公共団体の意見を十分尊重しつつ、慎重かつ適切に機能し得る制度として改革を行うこととしたところでございます。

最後に、社会公共の利益と代行制度の関係でございますが、今回の代行制度の改革は、地方の側

の意見にも十分配慮する制度として組み立てられているものでございます。すなわち、地方の側からは、内閣総理大臣に対する不服の申し出、命令の取り消し訴訟及び執行停止の申し立てを行うことができないこととしておるところでございます。

以上でございます。(拍手)

〔政府委員味村治君登壇〕

○政府委員(味村治君) 私に対する御質問は三点であつたかと存じます。

その第一点は、今回の地方自治法の一部を改正する法律案のいわゆる事務代行制度の趣旨についてでございますが、この制度の趣旨は、地方公共団体の長の本来の地位の自主独立性の尊重と国の委任事務を処理する地位に対する国の指揮監督権の実効性の確保、その間の調和を図るものでございまして、この点におきましては、現行地方自治法のいわゆる職務執行命令訴訟制度の趣旨につきまして、御指摘の最高裁判所判決が述べているところと変わりが無いものと考えております。

御質問の第二点は、今回の改正法案の前提についてでございますが、いわゆる機関委任事務の執行等が法令等に違反し、それを放置すれば著しく公益を害する場合の生ずる可能性を全く否定する

昭和六十二年八月二十八日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する小谷輝二君の質疑

三二六

ことができない以上は、そのような場合に対処するための法律を定めることに特段の問題はないと考えております。

御質問の最後の点は、地方公共団体の長の罷免についてでございますが、御指摘の現行制度は、現在の地方自治制度上、地方公共団体の長は、当該団体の長であると同時に、国の事務の適正な執行を行うべき国の機関としての地位をあわせ有するところから、地方公共団体の長本来の地位の自主独立性の尊重と国の委任事務の適正な執行の確保の要請、その両者の調和を図る観点に立ちまして、合理的な理由と慎重な手続によりましてその地位を喪失させることができるものでございまして、憲法第九十三条に違反するものではないとさせていただきます。

以上でございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 小谷輝二君。

〔小谷輝二君登壇〕

○小谷輝二君 私は、公明党・国民会議を代表して、何点か質問をいたします。

最初に、昨夜八時過ぎ、皇居に向けて迫撃砲が撃ち込まれるという事件が発生いたしました。こ

の件についてお伺いをいたします。

これは、天皇陛下の沖縄御訪問に反対する過激派集団の行動と言われておりますが、この事件の背景、真相等をどう把握しているのか。また、この種の事件はこれまで何回か発生をしておりますが、いまだ事件の解決には至っておりません。国民の安全、国際的見地からも重大な問題であると思っております。こうした事件に対する今後の対応について、総理並びに国家公安委員長に御答弁を願います。

次に、ただいま趣旨説明のありました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

地方自治法は、言うまでもなく、日本国憲法とともに昭和二十二年五月三日に施行され、本年はちょうど四十周年の佳節を迎えるに至りました。

我が国憲法は、平和、人権、民主の三原理を基本としております。また、憲法のもう一つの特色は、地方自治を規定していることであります。

地方自治が発足して今日まで、我が国の社会経済情勢は、戦後の復興期、高度経済成長期、また安定成長期と、それぞれの段階を経てまいりました。この中であって地方自治体は、国民生活の安

定、産業基盤の強化、人口の移動に伴う地域社会の整備等を進めてまいりました。また、国に先駆けて福祉行政を推進してまいったのであります。いつの時代にあっても国民生活や経済発展の実質的推進を行ってきたのが地方自治体であったことは言うまでもありません。

現在、内需拡大政策の遂行が求められ、経済や地域の活性化など、重要な役割を担っております。さらに、今後、高齢化、国際化、情報化時代を迎えるに当たって、その役割はますます重要になります。

なり、よりきめ細かな施策の推進が求められておりますが、地方自治体の主体的役割は、あくまでも住民の生命の安全、住民福祉の向上にあることは言うまでもありません。このような重要な役割を持つ地方自治体が遺憾なくその任務を果たすためには、まず地方自治体の力をより強固にすることとありますことは申し上げるまでもありません。

しかしながら、今日の地方自治体の実態を見たとき、都道府県では事務の入割が、また市町村では五割が機関委任事務で占められているのであります。また、自治体の事務の大半が補助金行政によっていることなど、現行の国、地方間の行財政

は、従来のまま画一的構造になっております。これまで地方制度調査会や臨調等から幾多の指摘がありました。基本的構造は何ら変わっておりません。地方自治体が住民本位の行政を実施し、豊かで活力ある地域社会をつくるためには、これまでの中央集権的な構造を思い切って転換することが最も重要であります。活力ある地域をつくるためには、今日の地方自治制度をどのように改革すべきなのか、総理の見解をお伺いしたいのであります。

また、二十一世紀の国土づくりの指針として四全総が策定されましたが、現在はずべての権限や財源、また情報が東京に集中していることが問題であります。その弊害を解決し、均衡ある国土づくりを図っていくことが重要であります。しかし、四全総には権限や財源の地方移譲を進めるという視点が欠落しているのではないかと考えるものであります。この点についての見解もあわせてお伺いをいたします。

さて、今回の法改正についてお伺いいたします。法律案では、機関委任事務に対して、議会が検査、検閲し、また監査委員が監査できるように改

正しようとするものであります。今日の機関委任事務の大半が住民生活に密着しており、住民の代表である地方議会が関与できないこと自体、地方自治の原理から見ても不合理であり、その改正を強く要求してきたところであります。むしろ遅きに失したという感~~を~~を受けるものであります。

しかしながら、今回の改正案で最も重要な点は、職務執行命令訴訟制度の改正であります。いわゆる裁判抜き代執行を可能にしようとするものであります。これは地方自治制度の根幹にかかわる問題を含んでおり、極めて重大であります。

すなわち、知事、市町村長は、地方自治体の固有事務を行うとともに、国の機関委任事務の執行も義務づけられております。このため、現行法では、知事等が住民の代表としての立場で公共性に反すると判断し機関委任事務の執行を行わなかったとき、主務大臣は第三者機関である裁判所に判断を求めることになっていたのであります。これは憲法で保障された地方自治の自主性を尊重するものであり、過去においても、最高裁の判決でも地方自治体の自主独立性の尊重を明らかにしているのであります。

ところが、今回の法改正案では、知事等が委任

事務を執行しなかったとき、主務大臣は裁判抜きで代執行をすることができるというものであります。もし代執行に対して異議がある場合は知事等が裁判に訴えてもよいという、全くこれまでと逆の制度になっていたのであります。これは機関委任事務の本質を無視し、地方を国の従属機関として扱うものであり、国の身勝手さをむき出しにした改悪であり、時代に逆行した中央集権的な姿勢をますます強めるものであります。なぜこのような地方自治制度の根幹を覆すことになる改正を行うおうとするのか、明らかにしていただきたいのであります。この際、職務執行命令訴訟の改正は撤回すべきであると考えるものでありますが、見解をお伺いいたします。

次に、機関委任事務の整理についてお伺いいたします。

機関委任事務は、戦後の地方自治制度の改正の際、国の統一的事務の執行についてその実施を地方に委任する制度でありましたが、近年、国の事務が時代の要請とともにふえてまいりました。その大半は機関委任事務によって行われておるわけであり、こうした実態に対して、行革審や地方制度調査会からその整理の必要性が強調されてき

たのでありますが、これまでの改革を見ると、実質的な整理は行われておらず、既に役割を終えたもの、事実上効果がなくなったものなどについて法文上の整理をしたにすぎません。国、地方を通ずる行政改革といっても、しよせんはこの機関委任事務を整理するという事に尽きると思うものであります。今後、機関委任事務の整理についてどのように推進するのか、見解をお伺いいたします。

また、地方の活性化を果たすためには、現行の機関委任事務を地方の固有事務とすることや各種の国の必置規制、関与をいかに排除するかが地方行革の大きな課題であります。この点についてどのように改革するのか、あわせてお伺いをいたします。

さて、今日の我が国の生活関連施設整備は著しく立ちおくれしております。私どもは、これを整備充実し、生活大国を目指すべきであると主張してまいりました。この充実には我が国経済が今求められている内需中心の経済への転換にも通じるものであり、今こそ生活関連施設を整備する絶好のチャンスであると考えられるものであります。しかし、その主体的役割を担う自治体に対す

る国庫補助率は年々削減されて、国の負担も地方に転嫁されているのが実情であります。これですたして十分な施設整備ができるかどうか憂慮するものであります。大蔵大臣も生活大国ということを経営の重点目標としておられるようであります。が、今後の生活関連施設整備を進めるためには、地方自治体に対する補助金の削減や負担転嫁を行うべきではないと考えるものであります。これらに対する御見解をお伺いいたします。

最後に、中曽根総理は、今日まで五年有余にわたつての政権担当もあと残りわずかになりました。大変御苦労さまでありましたと申し上げます。総理は、政権担当に当たって、行政改革の断行を大きな目標に掲げてきたのでありますが、日本の内政の担い手である地方自治体の行政改革は、何ら見るべき成果は上がっておりません。今後地方行革をどのような方向に持っていくべきか、御見解をお伺いいたします。

以上、地方自治の重要な問題に絞って質問をいたしました。総理並びに関係大臣の率直な御見解をお伺いいたしまして、質問を終わります。

(拍手)

昭和六十二年八月二十八日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する小谷輝二君の質疑

三二八

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 小谷議員にお答えをいたします。

まず、過激派の事件でございますが、今回の事件は、秋の沖縄国体への天皇陛下行幸に反対する極左暴力集団によるものと見られます。かかる暴挙は法秩序に対する挑戦であり、まことに遺憾であり、警察といたしましても徹底した捜査を遂げるとともに、今後国民の理解と協力のもとに警戒警備の万全を期する考え方でおります。

地方自治制度の改革の問題ですが、地方自治は民主政治の基盤であり、内政のかなめであると心得ております。人口の高齢化、国際化、高度情報化等が進む中で、地域の特性や創意を尊重した地域づくりが重視されている折から、地方公共団体が果たすべき役割はますます重要であります。今後とも地方分権を一層推進するように努力してまいりたいと思っております。

四全総の問題ですが、目標としている多極分散型国土の形成を図るためには、地域特性を生かした魅力ある地域づくりを進めることが重要であります。このような地域づくりを進める上で地方公共団体の役割が増大し、その行財政基盤の

強化を図る必要があるとの考えのもとに、国と地方の役割分担については、国、地方を通ずる行財政の簡素合理化及び地方分権の推進の観点に立つて引き続き見直しをいたしたところであります。また、多様な財政需要の増大に対応していく必要があり、地方財源の確保と安定のため、今後とも引き続き適切な措置を協議の上進めてまいりたいと思っております。

次に、職務執行命令訴訟制度の問題ですが、この制度については、現実には制度として動かないとか、公選された知事を内閣総理大臣が罷免するのはおかしいというような批判もあり、地方制度調査会としても、制度論として種々検討の上、見直しを提言してきたものであります。政府としても、答申に即した改正が必要と考え、機関委任事務制度の改革の一環として改正法案を提出したものであります。

この機関委任事務等の改革の推進については、従来から御指摘の機関委任事務の整理合理化、必置規制の見直し等、諸般の改革に努めてまいりました。今後とも、国、地方を通ずる行政の簡素効率化及び地方自治の尊重の観点から、住民に身近な事務は住民に身近な地方公共団体で処理できる

よう、役割分担等幅広く検討してまいりたいと思っております。

補助金削減等の問題につきましては、厳しい財政状況のもとで行財政改革を推進するためにも、臨調答申等を踏まえて補助金等の整理合理化を引き続き推進する必要があります。地方財政については、その都度円滑な運営に支障を生ずることのないように措置してまいりましたが、今後も適切な措置をいたします。

地方行革の方向でございますが、その機能分担のあり方を見直し、改革を行ってまいりましたが、まだ道半ばであります。内政の担い手である地方公共団体がその役割を十分果たせるよう、国より地方への権限移譲等を引き続き推進するとともに、地方公共団体においても、引き続き自主的、総合的な行政改革を強力に推進するよう期待しておるところでございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般的に申しまして、行財政改革の推進のために補助金等の整理合理化は引き続き推進していかなければならないと考えておりますが、地方財政につきましては、その円滑な運営に支障を生ずることのないように、今後とも、各年度の地方財政対策を通じまして、国としても適切に対処してまいらなければならないと思っております。また、先般御議決いただきました社会資本整備勘定、NTTの売却代金でございますが、それ等を活用いたしまして地方の活性化に資してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣葉梨信行君登壇〕

○国務大臣(葉梨信行君) 国家公安委員会委員長として御答弁申し上げます。

八月二十七日午後八時二十分ごろ、千代田区猿樂町の路上に駐車した偽造ナンバー使用の貨物自動車から爆発物五発が北の丸公園に向けて発射されるという事案が発生いたしました。爆発物は北の丸公園の路上等に落下しましたが、幸いにして人的被害はありませんでした。

この事件は、沖縄国体への天皇陛下の行幸や新東京国際空港工事に反対し、ゲリラ行動に出ることを呼号している極左暴力集団によるものと見られ、警視庁では特別捜査本部を設置して鋭意捜査中であります。今後とも極左暴力集団によるテロ、ゲリラの発生が懸念されるところでございます。警察といたしましては、警視庁を初めとして全国警察の総力を挙げてこの種事案の防止に万全を期することとしております。特に今回のよう

なギリラ事案に対しましては、国民の皆様様の御理解と御協力をいただいて、皇居、行幸先等の関係施設及びその周辺における検問、検索を実施するなどして、その封圧を図ってまいれる所存でございます。

次に、職務執行命令訴訟制度の改正の理由でございます。

今回の制度の見直しに当たりましては、地方制度調査会におきまして議論に議論を重ね、地方公共団体の意見を十分尊重しつつ、慎重かつ適切に機能し得る制度として答申がなされたものでございます。今回の改正案では、同時に、地方公共団体の長の罷免の制度の廃止、機関委任事務に係る議会及び監査委員の権限の拡充が盛り込まれ、全体としましては国と地方の関係の改善に資する内容になっておりまして、地方自治の本旨にもとるものではないと考えているところでございます。

(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
郵政大臣 唐沢俊二郎君
自治大臣 葉梨 信行君
国務大臣 栗原 祐幸君

出席政府委員

内閣法制局長官 味村 治君
自治省行政局長 大林 勝臣君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、昨二十七日、本院は、公正取引委員会委員長に梅澤節男君を、同委員に宇賀道郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は、日本銀行政策委員会委員に武田誠三君を任命することに同意した旨内

閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は、電波監理審議会委員に浅見喜作君及び岡村総吾君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は、中央社会保険医療協会委員に三藤邦彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

宮里 松正君

佐藤 敬夫君

広瀬 秀吉君

小林 恒人君

浦井 洋君

中路 雅弘君

佐藤 敬夫君

宮里 松正君

小林 恒人君

広瀬 秀吉君

中路 雅弘君

浦井 洋君

社会労働委員

辞任

補欠

新井 彬之君

日笠 勝之君

日笠 勝之君

新井 彬之君

運輸委員

辞任

補欠

北川 正恭君

園田 博之君

小林 恒人君

広瀬 秀吉君

中路 雅弘君

浦井 洋君

園田 博之君

北川 正恭君

広瀬 秀吉君

小林 恒人君

浦井 洋君

中路 雅弘君

通信委員

辞任

補欠

園田 博之君

佐藤 敬夫君

佐藤 敬夫君

園田 博之君

環境委員

辞任

補欠

山口 鶴男君

佐藤 敬夫君

予算委員

辞任

補欠

水谷 弘君

新井 彬之君

新井 彬之君

水谷 弘君

議院運営委員

辞任

補欠

山下八洲夫君

佐藤 敬夫君

昭和六十二年八月二十八日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書

三三〇

60 第 468 号
昭和 60 年 12 月 6 日

内閣総理大臣 中曾根康弘殿

会計検査院長 大久保 孟国

日本放送協会昭和 59 年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和 59 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和 59 年度財産目録

財 産 目 録

昭和 60 年 3 月 31 日現在

科 目	内 容		計 額	合 計
	摘 要	金 額		
(資産の部)	流動資産	金	千円	千円
	現金及び預金	現 金	84,806	52,607,509
		預 金	11,687,572	11,772,178
受 信 料 未 収 金	受 信 料 未 収 金	金	11,801,188	2,156,188
	未収受信料欠損引当金	金	9,645,000	
	受信料未収金の収納不能見越額金超過、国債ほか	△		28,840,376
有 価 証 券	有 価 証 券			54,255
貯 蓄 品	貯 蓄 品			

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十二年八月二十七日

通信委員長 深谷 隆司

衆議院議長 原 健三郎殿

日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右
国会に提出する。

昭和六十一年一月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

佐藤 敬治君

坂上 富男君

木間 章君

山下八洲夫君

馬場 昇君

沢藤礼次郎君

志賀 節君

申原 義直君

申原 義直君

馬場 昇君

沢藤礼次郎君

木間 章君

(議案送付)

一、昨二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公衆健康被害補償法の一部を改正する法律案

(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

食糧管理法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

民法等の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、通信委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十七日これを承認した。

前 払 費 用	翌年度番組関係費 翌年度受信料収納費 その他の前払費	長期借入金利息ほか 有価証券利息ほか	5,289,337	車両及び運搬具	車両及び運搬具減価償却累計額	中 継 車 ほか	1,182,422
未 収 金		3,480,574		器 具	器 具減価償却累計額	楽器、事務用器ほか	408,249
その他の流動資産		1,014,606		土 地	減価償却累計額	放送会館・放送所敷地ほか	21,247,838
固定資産	差 入 保 証 金	869,672		放送衛星建設仮勘定		放送衛星2号b(BS-2b)	14,258,098
有形固定資産	仮 払 金	144,984	236,277,825	その他の建設仮勘定		国際放送送信施設ほか	1,007,241
建 物	建 物	94,627,556	200,913,501	無 形 固 定 資 産		受電設備利用権ほか	1,091,214
	減価償却累計額	38,367,617	61,259,939	無 形 固 定 資 産	施設利用権		1,091,214
構 築 物	構 築 物	72,908,233	29,652,658	出資その他の資産	その他の無形固定資産	地上権	32,322
	減価償却累計額	43,250,580		長期保有有価証券		金融債、国債ほか	34,273,210
機械及び装置	機械及び装置減価償却累計額	211,677,592	59,295,989	長期前払費用	通信・放送衛星通線槽に対する出資		1,272,042
		152,381,653		特 定 資 産	関連事業に対する出資	関NHK放送情報サービスほか	144,500
放送衛星	放送衛星減価償却累計額	19,042,118	12,601,122	長期前払費用		放送所敷地賃借料未経過分ほか	34,147
		6,440,996		特 定 資 産		放送債券償還資金積立金	16,678,000
				特 定 資 産			16,678,000

2 昭和59年度貸借対照表

貸借対照表

昭和60年3月31日現在

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	11,801,183	11,772,178	
受取信料未収当金	△ 9,645,000	2,156,183	
有価証券		28,840,376	
貯蓄		54,255	
前払費用		5,289,337	
未収の他の流動資産		3,480,574	
その他の流動資産		1,014,606	
固定資産		52,607,509	17.2
有形固定資産			
建物	94,627,556		
構築物	△ 33,367,617	61,259,939	
機械及び器具	△ 72,903,233	29,652,653	
運搬工具	△ 43,250,580	59,295,939	
減価償却累計額	△ 211,677,592		
放送機	△ 152,381,653		
放送機	△ 18,042,118		
放送機	△ 6,440,996	12,601,122	
減価償却累計額	△ 4,472,653		
減価償却累計額	△ 3,290,231	1,182,422	
器具	△ 1,291,144		

繰延資産	放送債発行費	放送債発行費用未償却額	放送債発行差金未償却額	385,191
放送債発行差金	227,350			
資産合計	305,943,625			
(負債の部)				
流動負債	一年以内に返済する長期借入金	60,820,896		
一年以内に償還する放送債	2,876,000			
未払金	5,440,000			
契約収納事務費	1,384,851			
放送債利息	461,946			
その他の未払金	6,052,508			
受信料前受金	43,064,950			
その他の流動負債	1,540,641			
固定負債				
放送債	79,364,000			
長期借入金	46,130,000			
退職手当引当金	17,884,000			
負債合計	15,350,000			
	140,184,896			

減価償却累計額	△	882,896		
土地		408,249		
放送衛星建設仮勘定		21,247,888		
その他の建設仮勘定		14,258,098		
有形固定資産合計		1,007,241		
無形固定資産		200,913,501	65.7	
無形固定資産合計		1,091,214		
無形固定資産		1,091,214	0.8	
無形固定資産合計		1,091,214		
出資その他の価証券		82,967,021		
長期保有価証券		1,272,042		
出資		84,147		
長期前払費用		84,278,210	11.2	
出資その他の資産合計		236,277,925	77.2	
固定資産合計		16,673,000		
特送債券償還立資産		16,673,000	5.5	
特送債券償還立資産合計		16,673,000		
繰延資産		157,241		
繰延債券発行差金		227,950		
繰延債券発行差金合計		385,191	0.1	
繰延資産合計		305,948,625	100.0	
(負債の部)				
流動負債		2,876,000		
一年以内に返済する長期借入金		5,440,000		
一年以上に償還する放送債券未払金		7,899,305		
受信料前受金		43,064,950		

その他の流動負債合計	1,540,641	19.9
流動負債	60,820,896	
放送期借入金	46,130,000	
長期退職手当引当金	17,884,000	
退職引当金	15,350,000	
固定負債合計	78,364,000	25.9
(資本の部)	140,184,896	45.8
資本	139,648,134	
繰上資産	168,375	
繰上資産	139,479,759	
繰上資産	448,574	
繰上資産	448,574	
繰上資産	25,672,021	
繰上資産	165,158,729	54.2
繰上資産	305,948,625	100.0

3 昭和59年度損益計算書

損益計算書

昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで

科 目	金 額	千円
経常事業収入	332,591,161	
経常事業収入	1,264,644	
経常事業収入	2,257,917	

常 業 事 業 支 出	経 常 事 業 支 出	経 常 事 業 外 支 出	経 常 事 業 外 支 出	特 別 支 出
国 内 放 送 費	85,681,633			
国 際 放 送 費	2,301,282			
契 約 対 策 費	34,565,116			
受 信 報 費	1,242,846			
広 報 費	1,581,925			
調 査 費	3,547,674			
給 与 費	107,409,144			
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	82,461,008			
一 般 管 理 費	7,511,144			
減 価 償 却 費	27,701,762			
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	9,645,000			
経 常 事 業 収 支 差 金		22,515,193		
経 常 事 業 外 収 入		6,240,302		
財 務 収 入	5,441,596			
維 持 収 入	798,706			
経 常 事 業 外 支 出		5,072,213		
財 務 支 出	5,072,213			
経 常 事 業 外 収 支 差 金		1,168,089		
経 常 収 支 差 金		23,683,282		
資 本 支 出	8,055,000			
期 間 剩 余 金	15,628,282			
特 別 収 入			2,701,426	
固 定 資 産 売 却 益	2,365,786			
固 定 資 産 受 贈 益	24,890			
過 年 度 損 益 修 正 益	310,800			

収 入	特 別 支 出	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	当 期 事 業 収 支 差 金	資 本 支 出 剩 余 金
				8,055,000	17,617,021
				25,672,021	

4 昭和59年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和59年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決 算 概 説

日本放送協会は、昭和59年度において、極めて厳しい財政状況を打開するため、昭和59年度を初年度とする3か年の経営計画に基づき、やむを得ず、受信料月額額の改定を行うとともに、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすべられた放送の実施により、国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額3,059億4,862万5千円に対し、負債総額1,401億8,489万6千円であり、資本総額は1,657億5,872万9千円であり、このうち当期事業収支差金は256億7,202万1千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入3,361億1,372万2千円に対し、経常事業支出は3,135億9,852万9千円で、差し引き経常事業収支差金は225億1,519万3千円であり、これに経常事業外収支差金11億6,808万9千円を加えた経常収支差金は236億8,328万2千円である。

これに特別収入27億142万6千円を加え、特別支出7億1,268万7千円を差し引いた当期事業収支差金は256億7,202万1千円であり、当期事業収支差金のうち資本支出充当は80億5,500万円、事業収支剰余金は176億1,702万1千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度末	増	減
現金及び預金	11,449,425	11,772,178		322,753
受取金	1,345,081	2,156,183		811,102
有価証券	20,475,307	28,840,376		8,365,069
貯蔵品	90,911	54,255	△	36,656
前払費用	7,275,063	5,239,337	△	1,985,726
未収金	2,317,675	3,480,574		1,162,899
その他の流動資産	1,086,228	1,014,606	△	71,622
流動資産合計	(16,6) 44,039,630	(17,2) 52,607,509		8,567,819
有形固定資産	189,439,740	200,913,501		11,473,761
建物	60,687,625	61,259,939		572,314
構築物	31,077,094	29,652,653	△	1,424,441
機械及び装置	49,274,120	58,295,939		10,021,819
運搬具	0	12,601,122		12,601,122
車両及び運搬具	1,203,238	1,182,422	△	20,816
器具	412,478	408,249	△	4,229
土地	20,987,350	21,247,838		259,988
放送衛星建設仮勘定	22,822,630	14,258,098	△	8,564,532
その他の建設仮勘定	2,974,705	1,007,241	△	1,967,464
無形固定資産	1,076,560	1,091,214		14,654
出資その他の資産	16,050,793	34,273,210		18,222,417
長期保有有価証券	14,850,000	32,967,021		18,117,021
出資	1,167,042	1,272,042		105,000

長期前払費用	38,751	34,147	396
固定資産合計	(77,8) 206,567,093	(77,2) 236,277,925	29,710,832
特定放送債券償還積立資産	(5,5) 14,566,000	(5,5) 16,873,000	2,107,000
放送債券発行費	204,830	157,241	△ 47,589
放送債券発行差金	186,528	227,950	41,422
繰延資産合計	(0,1) 391,358	(0,1) 385,191	△ 6,167
資産合計	(100,0) 265,564,141	(100,0) 305,943,625	40,379,484
一年以内に返済する長期借入金	2,548,000	2,376,000	228,000
一年以上以内に償還する放送債券	3,050,000	5,440,000	2,390,000
未償還放送債券	6,520,089	7,899,305	1,379,216
受取金	35,448,877	48,064,950	7,616,073
その他の流動負債	1,318,467	1,540,641	222,174
流動負債合計	(18,4) 48,985,483	(19,9) 60,820,896	11,835,463
放送債券借入金	45,570,000	46,130,000	560,000
長期借入金	16,072,000	17,884,000	1,812,000
退職手当引当金	14,850,000	15,350,000	500,000
固定負債合計	(28,8) 76,492,000	(25,9) 79,364,000	2,872,000
負債合計	(47,2) 125,477,433	(45,8) 140,184,896	14,707,463
資産	139,643,134	139,643,134	0
資本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	139,479,759	139,479,759	0

本	立	金	金	△	7,512,495
繰越剰余金		7,956,069	443,574	△	7,512,495
当期事業収支差金		△	443,574	△	7,512,495
資本合計		(52.8)	(54.2)		
負債資本合計		140,086,708	166,768,729		
負債資本合計		(100.0)	(100.0)		
負債資本合計		265,564,141	305,943,625		
負債資本合計		265,564,141	305,943,625		

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の2,655億6,414万1千円に比べ403億7,948万4千円増加し、3,059億4,362万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和58年度末		昭和59年度末		増	減
		金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)		
流動資産	資産	44,039,690	16.6	52,607,509	17.2	8,567,819	
固定資産	資産	206,567,093	77.8	236,277,925	77.2	29,710,832	
特定資産	資産	14,566,000	5.5	16,673,000	5.5	2,107,000	
繰延資産	資産	391,358	0.1	385,191	0.1	△	6,167
合	計	265,564,141	100.0	305,943,625	100.0	40,379,484	

イ 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の440億3,969万円に比べ85億6,781万9千円増加し、526億750万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和58年度末	昭和59年度末	増	減
現金及び預金		11,449,425	11,772,178		322,753
受信料未収金		1,345,081	2,156,183		811,102
有価証券		20,475,307	28,340,376		8,365,069
貯蔵品		90,911	54,255	△	36,656

前払費用	7,275,069	5,289,337	△	1,985,726
未収金	2,317,575	3,480,574		1,162,899
その他の流動資産	1,086,228	1,014,606	△	71,622
合	計	44,039,690	52,607,509	8,567,819

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
現金	金	84,806	
預金	金	11,687,372	銀行預金、郵便振替ほか
合	計	11,772,178	

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
受信料未収金	金	11,801,183	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△	9,645,000	翌年度における収納不能見越額
合	計	2,156,183	

注3 有価証券

(単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
金融債	債	14,061,830	14,060,480	14,060,480	長期信用債券ほか
国債	債	12,280,000	12,353,300	12,353,300	
電信電話債	債	2,461,555	2,426,096	2,426,096	
合	計	28,803,385	28,840,376	28,840,376	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区分	金額	摘要
放送記念品	33,583	放送出演記念用タオルほか
ライルム	20,672	ニュース・番組製作用16ミリフィルム
合 計	54,255	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前払費用

(単位 千円)

区分	金額	摘要
翌年度番組関係費	4,303,069	翌年度放送テレビ番組「春の波清」等番組制作経費
翌年度受信料収納費	668,527	受信料前受金に対応する収納事務費
長期借入金利息	190,821	長期借入金の翌年度分利息
その他の前払費用	126,920	営業所等翌年度分賃借料ほか
合 計	5,289,337	

注6 未収金

(単位 千円)

区分	金額	摘要
有価証券等利息	1,101,057	金融債等の当年度分利息
その他の未収金	2,379,517	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合 計	3,480,574	

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
差入	保証金	869,672		建物賃借保証金ほか	
仮払	金	144,984		諸立替払金	
合	計	1,014,606			

(4) 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末 残高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度末 残高	減価償却 累計額	差引当 年度末 残高
有形固定資産	412,189,681	62,007,808	33,680,016	440,527,473	239,613,972	200,913,501
建物	92,805,102	2,660,765	838,311	94,627,556	33,367,617	61,259,939
構築物	71,018,959	2,938,348	1,054,074	72,903,233	43,250,580	29,652,653
機械及び装置	195,968,294	25,050,727	9,341,429	211,677,592	152,381,653	59,295,939
放送衛星	0	19,042,118	0	19,042,118	6,440,996	12,601,122
放 送 衛 星	4,871,304	470,289	368,940	4,472,653	3,290,231	1,182,422
車両及び運搬具	1,250,887	58,079	17,772	1,291,144	882,895	408,249
器具	20,987,850	308,005	48,017	21,247,838	—	21,247,838
土地	22,892,680	10,477,585	19,042,117	14,258,098	—	14,258,098
放送衛星建設仮勘定	2,974,705	1,001,892	2,969,356	1,007,241	—	1,007,241
その他の建設仮勘定	2,226,962	143,664	75,501	2,295,125	1,203,911	1,091,214
無形固定資産	414,426,648	62,151,472	33,755,517	442,822,598	240,817,888	202,004,715
(有形・無形固定資産 合計)	826,616,329	124,159,280	67,435,533	943,340,079	480,431,860	462,908,219
出資その他の資産	16,050,793	18,226,169	3,752	34,273,210	—	34,273,210
長期保有有価証券	14,850,000	18,117,021	0	32,967,021	—	32,967,021
出 資	1,167,042	105,000	0	1,272,042	—	1,272,042
長期前払費用	33,751	4,148	3,752	34,147	—	34,147
合 計	430,477,436	80,377,641	33,759,289	477,095,808	240,817,888	236,277,925

注1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、40,094,843千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備(衛星放送設備の整備、テレビジョン音声多重放送設備の整備等)

12,673,684千円

テレビジョン、ラジオ放送網の整備(総合放送7局、教育放送8局、中波第1放送2局、FM放送3局の開設、中波放送所4局の増力整備等)

10,613,794千円

放送設備の整備(地域放送充実のための機器の整備等)

13,340,753千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

3,566,642千円

注2 当年度末のその他の建設仮勘定残高1,007,241千円の内容は、国際放送送信施設整備370,323千円、送信装置整備等636,918千円である。

注3 当年度末の無形固定資産残高1,091,214千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権1,058,892千円、地上権82,322千円である。

注4 長期保有有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
金 融 債 債	9,439,535	9,439,535	9,439,535	長期信用債券ほか
国 債	9,260,000	9,164,611	9,164,611	
政 府 債 債	5,900,000	5,829,000	5,829,000	公営企業債券ほか
電 信 債 債	4,800,000	4,762,250	4,762,250	
事 業 債 債	3,800,000	3,771,625	3,771,625	電力債券
合 計	33,199,535	32,967,021	32,967,021	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注5 出 資

(単位 千円)

出 資 先	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	一株の額	当年度末未償還株式数
通信・放送衛星機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業に対する出資	39,500	105,000	0	144,500	—	—
例NHK放送情報サービス	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株

例NHK美術センター	8,000	0	0	8,000	500円	16,000株
例日本放送出版協会	6,500	0	0	6,500	50円	130,000株
例日本テレビサービス	5,000	0	0	5,000	500円	10,000株
例NHKテクノカルサービス	0	26,000	0	26,000	50,000円	520株
例NHKエントナサービス	0	2,000	0	2,000	50,000円	40株
例NHKエンタープライズ	0	55,000	0	55,000	50,000円	1,100株
例NHKコンピュータサービス	0	22,000	0	22,000	50,000円	440株
合 計	1,167,042	105,000	0	1,272,042		

上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(ウ) 特 定 資 産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度		年度末
		増	減	
放送債券償還積立資産	14,566,000	5,157,000	3,050,000	16,673,000

(ロ) 繰 延 資 産

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の8億9,136万8千円に比べ616万7千円減少し、8億8,519万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度末	増	減
放送債券発行費	204,880	157,241	△	47,589
放送債券発行差金	186,528	227,950		41,422
合 計	391,358	385,191	△	6,167

イ 負債の部
 当年度末の負債総額は、前年度末の1,254億7,743万3千円に比べ147億746万3千円増加し、1,401億8,489万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和58年度末		昭和59年度末		増 減
	金 額	構成比率(%)	金 額	構成比率(%)	
流動負債	48,985,433	33.0	60,820,896	43.4	11,835,463
固定負債	76,492,000	61.0	79,364,000	56.6	2,872,000
合 計	125,477,433	100.0	140,184,896	100.0	14,707,463

ロ 流動負債
 当年度末の流動負債は、前年度末の489億8,543万3千円に比べ118億8,546万3千円増加し、608億2,089万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和58年度末	昭和59年度末	増 減
一年以内に返済する長期借入金	2,648,000	2,876,000	228,000
一年以内に償還する放送債券	3,050,000	5,440,000	2,390,000
未払金	6,520,089	7,899,305	1,379,216
受信料前受金	35,448,877	43,064,950	7,616,073
その他の流動負債	1,313,467	1,540,641	222,174
合 計	48,985,433	60,820,896	11,835,463

注1 未払金 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
契約収納事務利息	1,384,361	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債券利息	461,946	放送債券の当年度分利息
その他の未払金	6,052,508	3月分電力料ほか
合 計	7,899,305	

注2 受信料前受金 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	43,064,950	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前受り金	18,678	技術協力料ほか
預り金	45,773	集金委託保証金ほか
仮受金	1,476,190	源泉徴収所得税ほか
合 計	1,540,641	

イ 固定負債
 当年度末の固定負債は、前年度末の764億9,200万円に比べ28億7,200万円増加し、793億6,400万円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和58年度末	昭和59年度末	増 減
放送債券	45,570,000	46,180,000	560,000
長期借入金	16,072,000	17,884,000	1,812,000
退職手当引当金	14,850,000	15,350,000	500,000
合 計	76,492,000	79,364,000	2,872,000

注1 放送債券 (単位 千円)

区 分	昭和58年度末		昭和59年度末	
	発行額	償還額	組替額	年度末
固定負債・放送債券	45,570,000	6,000,000	—	46,180,000
流動負債・一年以内に償還する放送債券	3,050,000	—	3,050,000	5,440,000
合 計	48,620,000	6,000,000	3,050,000	51,570,000

注2 長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度		
		借入額	返済額	組替額
固定負債・長期借入金	16,072,000	4,688,000	—	△2,876,000
流動負債・一年以内に返済する長期借入金	2,648,000	—	2,648,000	2,876,000
合 計	18,720,000	4,688,000	2,648,000	—

上記長期借入金の昭和59年度末残高20,760,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行12,041,000千円、富士銀行2,284,000千円、住友銀行2,284,000千円、三菱銀行1,453,000千円、三井銀行1,453,000千円、三和銀行830,000千円、日本長期信用銀行415,000千円である。

イ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,400億8,670万8千円に比べ256億7,202万1千円増加し、1,657億5,872万9千円となり、その内容は次のとおりである。

ロ 資本

1,396億4,313万4千円
承 継 資 本 1億6,337万5千円
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産 1億6,337万5千円
固定資産充当資本 1,394億7,975万9千円

固定資産の再評価益を資本に組み入れた額 30億8,857万7千円

過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち、資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額 1,363億9,118万2千円

ハ 積立金

4億4,357万4千円
繰越剰余金 4億4,357万4千円

過年度の当期事業収支差金のうち、固定資産充当資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の繰越剰余金4億4,357万4千円は、前年度末の繰越剰余金79億5,606万9千円から前年度の当期事業収支差金△75億1,249万5千円を補てんした結果である。

ニ 当期事業収支差金

256億7,202万1千円
このうち、80億5,500万円は資本支出に充当し、176億1,702万1千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(2) 損益計算書
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区 分		昭和58年度	昭和59年度	増	減
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	(100.0) 287,466,544	(100.0) 336,113,722		48,647,178
	受 信 料	283,974,858	332,591,161		48,616,303
	交 付 金 収 入	1,310,322	1,264,644	△	45,678
	副 次 収 入	2,181,364	2,257,917		76,553
経 常 事 業 支 出	経 常 事 業 支 出	(102.9) 295,983,901	(93.3) 313,598,529		17,664,628
	国 内 放 送 費	81,938,185	85,681,633		3,743,448
	国 際 放 送 費	1,879,515	2,301,282		421,767
	契 約 収 納 費	33,131,751	34,565,116		1,433,365
	受 信 対 策 費	1,112,855	1,242,846		129,991
	広 報 研 究 費	2,034,294	1,531,925	△	502,369
	調 査 費	3,479,182	3,547,674		68,492
	給 与 費	103,692,421	107,409,144		3,716,723
	退職手当・厚生費	32,464,023	32,461,008	△	3,020
	一 般 管 理 費	9,169,736	7,511,144	△	1,658,592
	減 価 償 却 費	18,795,938	27,701,762		8,905,823
	未収受信料欠損償却費	8,236,000	9,645,000		1,409,000
	経 常 事 業 収 支 差 金	(△2.9) 8,467,357	(6.7) 22,515,193		30,982,550
経 常 事 業 外 収 入	経 常 事 業 外 収 入	(1.8) 5,156,858	(1.8) 6,240,302		1,083,444
	財 務 収 入	4,696,975	5,441,596		744,621
経 常 事 業 支 出	経 常 事 業 支 出	459,863	798,706		338,828

外 収 支	経 常 事 業 外 支 出	(1.4) 4,107,216	(1.5) 5,072,213	964,998
	財 務 費	4,107,216	5,072,213	964,998
経 常 収 支	経 常 事 業 外 収 支 差 金	(0.4) 1,049,643	(0.3) 1,168,089	118,446
	常 収 支 差 金	(2.5) 7,417,714	(7.0) 23,683,282	31,100,996
資 本 支 出 充 当	資 本 支 出 充 当 金	—	8,055,000	—
	特 別 収 入	(0.1) 478,762	(0.8) 2,701,426	2,222,664
特 別 収 入	特 別 収 入	433,636	2,365,736	1,932,100
	固 定 資 産 受 贈 益	2,020	24,890	22,870
固 定 資 産 受 贈 益	固 定 資 産 受 贈 益	43,106	310,800	267,694
	過 年 度 損 益 修 正 益	(0.2) 573,543	(0.2) 712,687	139,144
支 出	特 別 支 出	419,368	558,914	140,546
	固 定 資 産 除 却 損	154,175	152,773	1,402
当 期 事 業 収 支 差 金	当 期 事 業 収 支 差 金	(2.6) 7,512,495	(7.6) 25,672,021	38,184,516
	資 本 支 出 充 当	—	8,055,000	—
事 業 収 支 剩 余 金	事 業 収 支 剩 余 金	—	17,617,021	—

(注) ()内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

ア 経常事業収支
経常事業収入 3,361 億 1,372 万 2 千円に対し、経常事業支出は 3,135 億 9,852 万 9 千円であり、差し引き経常事業収支差金は 225 億 1,519 万 8 千円である。
なお、前年度決算額の経常事業収入 2,874 億 6,654 万 4 千円、経常事業支出 2,959 億 3,390 万 1 千円に比較すれば、経常事業収入は 486 億 4,717 万 8 千円、経常事業支出は 176 億 6,462 万 8 千円の増加である。

ウ 経常事業収入
経常事業収入の増加は、主として受信料月額額の改定及び受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	増 減
受 信 料 入	283,974,858	332,591,161	48,616,303
交 付 金 収 入	1,310,322	1,264,644	45,678
副 次 収 入	2,181,364	2,257,917	76,553
合 計	287,466,544	336,113,722	48,647,178

注1 受信料 (単位 千円)

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	増 減
普 通 受 信 料	11,805,682	14,096,905	2,291,223
カ ラ - 受 信 料	272,169,176	318,494,256	46,325,080
合 計	283,974,858	332,591,161	48,616,303

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	(単位 千件)
普 通 契 約	2,189	178	2,011
カ ラ - 契 約	27,362	27,925	27,925
契 約 増 加 数	29,551	385	29,936
契 約 減 少 数	29,936	252	30,188

注2 交付金収入

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
国際放送関係交付金	1,005,533	1,255,533		250,000
選挙放送関係交付金	304,789	9,111	△	295,678
合 計	1,310,322	1,264,644	△	45,678

注3 副次収入

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
放送番組の二次使用	491,413	368,464	△	122,949
放送番組テキストの出版	940,262	863,120	△	77,142
技術協力・特許実施許諾	362,341	464,364		102,023
NHKホール外部利用	264,176	251,338	△	12,838
受託研修等	123,172	310,631		187,459
合 計	2,181,364	2,257,917		76,553

(1) 経常事業支出

昭和59年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
国内放送送達費	81,938,185	85,681,633		3,743,448
国際放送送達費	1,879,515	2,301,282		421,767
契約収入対策費	33,181,751	34,565,116		1,483,365
受信対策費	1,112,855	1,242,346		129,491
広報費	2,034,294	1,531,925	△	502,369

調査研究費	3,479,182	3,547,674	68,492
給 与	103,692,421	107,409,144	3,716,723
退職手当・厚生	32,464,023	32,461,003	3,020
一般管理費	9,169,736	7,511,144	1,658,592
減価償却費	18,796,939	27,701,762	8,905,823
未収受信料欠損償却費	8,236,000	9,645,000	1,409,000
合 計	295,933,901	313,598,529	17,664,628

注1 国内放送費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
番組組運用費	54,263,617	57,970,211		3,706,594
技術運用費	20,514,744	20,239,127	△	275,617
通信施設費	7,159,824	7,472,295		312,471
合 計	81,938,185	85,681,633		3,743,448

注2 国際放送費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
番組組運用費	1,061,223	1,121,556		60,333
技術運用費	19,955	109,014		89,059
通信施設費	798,337	1,070,712		272,375
合 計	1,879,515	2,301,282		421,767

注3 契約収納費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
契約収入費	2,905,933	3,125,434		219,501
契約収納推進費	22,871,083	24,690,561		1,819,478
契約収入推進費	7,354,735	6,749,121	△	605,614
合 計	33,181,751	34,565,116		1,483,365

注4 受信対策費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
受信改善費	230,559	328,366	38,807
受信対策推進費	822,296	913,430	91,134
合 計	1,112,855	1,242,846	129,991

注5 広報費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
視聴者意向収集費	801,515	827,959	26,444
広報推進費	1,282,779	703,966	△ 578,813
合 計	2,084,294	1,531,925	△ 552,369

注6 調査研究費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
番組調査研究費	802,607	836,373	33,766
技術研究費	2,676,575	2,711,301	34,726
合 計	3,479,182	3,547,674	68,492

注7 給与

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
給与	108,692,421	107,409,144	3,716,723

上記昭和59年度給与の内容は、職員給与1,071億3,760万5千円、常勤役員報酬2億2,153万9千円である。

注8 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
退職手当・厚生費	32,464,023	32,461,008	△ 3,020

上記昭和59年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保健費167億263万4千円、退職手当157億5,836万9千円である。

注9 一般管理費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
一般管理費	9,169,736	7,511,144	△ 1,658,592

上記昭和59年度一般管理費の内容は、施設管理費39億3,872万2千円、職員管理費その他35億2,222万2千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額	償却率 %
有形固定資産	404,014,296	27,575,933	236,613,972	164,400,324	59.3
建物	94,627,556	1,951,664	38,367,617	61,259,939	35.3
構築物	72,908,233	4,201,606	43,250,580	29,657,653	59.3
機械及び装置	211,677,592	14,467,658	152,381,653	59,295,939	72.0
放送用機器	19,042,118	6,440,396	6,440,396	12,601,722	33.8
車両及び運搬具	4,472,658	452,649	3,390,231	1,182,422	73.6
器具	1,291,144	61,420	882,895	408,249	68.4
無形固定資産	2,262,808	125,769	1,203,911	1,058,892	53.2
施設利用権	2,262,808	125,769	1,203,911	1,058,892	53.2
合 計	406,277,099	27,701,762	240,317,383	165,459,716	59.3

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は62億4,080万2千円であり、経常事業外支出は50億7,221万3千円であり、差し引き経常事業外収支差金は11億6,808万9千円である。その内容は次表のとおりである。

ロ 経常事業外収入

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
財 務 収 入	4,696,975	5,441,596	744,621
雑 収 入	459,883	798,706	338,823
合 計	5,156,858	6,240,302	1,083,444

注 財 務 収 入

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
受 取 利 息	4,696,975	5,439,416	742,441
受 取 配 当 金	0	2,180	2,180
合 計	4,696,975	5,441,596	744,621

ハ 経常事業外支出

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
財 務 費	4,107,215	5,072,213	964,998
支 払 利 息	3,882,288	4,786,830	903,542
放送債券発行償還経費	274,927	286,383	11,456

ウ 特 別 収 支
固定資産売却益等の特別収入は27億142万6千円であり、固定資産売却損等の特別支出は7億1,268万7千円であり、その内容は次表のとおりである。

ロ 特 別 収 入

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 益	2,365,736	昭和58年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正益はか
固 定 資 産 受 贈 益	24,890	
過 年 度 損 益 修 正 益	310,800	
合 計	2,701,426	

ハ 特 別 支 出

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 損	559,914	
固 定 資 産 除 却 損	152,773	
合 計	712,687	

エ 当期事業収支差金

経常事業収支差金225億1,519万3千円に経常事業外収支差金11億6,808万9千円を加えた経常収支差金は236億8,328万2千円である。これに、特別収入27億142万6千円を加え、特別支出7億1,268万7千円を差し引いた当期事業収支差金は256億7,202万1千円であり、これは資本支出充当80億5,500万円及び事業収支剰余金176億1,702万1千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

3 主たる設備の状況
 当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区 分	土 地		建 物		機械及び装置	放 送 衛 星	その他の固定資産	帳簿面額合計
	面 積	金 額	面 積	金 額				
放 送 会 館 (うち、放送センター)	386,111㎡	10,709,068千円	523,151㎡	39,545,366千円	38,119,644千円	0千円	2,991,632千円	91,365,710千円
テレビジョン放送所	82,650	(5,079,536)	(198,458)	(19,327,347)	(15,916,297)	(0)	(710,519)	(41,033,699)
ラジオ放送所	576,105	606,419	51,177	3,627,391	13,239,009	0	8,051,963	25,524,782
テレビジョン共同受信施設	2,136,512	6,213,277	41,748	5,097,519	6,429,118	0	3,852,396	21,592,310
放 送 衛 星	0	0	0	0	0	0	15,988,354	15,988,354
そ の 他 の 施 設	2,241,505	3,719,074	268,052	12,989,663	1,508,168	12,601,122	0	12,601,122
合 計	5,310,233	21,247,888	884,129	61,259,939	59,295,939	12,601,122	31,243,324	185,648,162

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、宿舍等である。

注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

ア 予算総則第4条第1項に基づき予算の適用..... 9 億 1,500 万円

イ 他の項から流用する項及び金額

減価償却費

特別支出

(イ) 他の項へ流用する項及び金額

国内放送費

一般管理費

財務費

イ 予算総則第5条第1項に基づき建設費予算の繰り越し..... 38 億 568 万 8 千円

国際放送送信施設整備経費

放送衛星3号(BS-3)製作・打ち上げ経費

ウ 予算総則第6条に基づき予備費の使用..... 3 億 6,000 万円

イ 健康保険法の改正に伴う保険料(退職手当・厚生費)

(イ) 非常災害による被害施設復旧対策経費(国内放送費)

エ 予算総則第9条第2項に基づき繰り延べ額の増額..... 69 億 3,702 万 1 千円

翌年度以降の財政安定のための繰越金 予 算 額 106 億 2,000 万円 決 算 額 176 億 1,702 万 1 千円 増 額 69 億 3,702 万 1 千円

別表

(事業収支)

収入 支出 決算表

昭和59年度

款	項	予 算 額					決 算 額	予 算 残 額
		当 初 額 (1)	予算総則に基づき増減額 (2)			合 計 (1)+(2) (3)		
			第 4 条 流 用	第 6 条 予 備 費	増 減 額 計			
事業収入	受 交 副 財 産 特 別 信 託 金 収 入	千円 333,608,882	千円 0	千円 0	千円 0	千円 333,608,882	千円 335,410,450	千円 △ 1,801,568
	信 託 金 収 入	823,722,188	0	0	0	823,722,188	822,946,161	776,027
	付 次 務 収 入	1,267,994	0	0	0	1,267,994	1,264,644	3,350
	入 入 入 入	1,681,000	0	0	0	1,681,000	2,257,917	△ 576,917
	入 入 入 入	4,431,700	0	0	0	4,431,700	5,441,596	△ 1,009,896
	入 入 入 入	395,000	0	0	0	395,000	798,706	△ 403,706
	入 入 入 入	2,111,000	0	0	0	2,111,000	2,701,426	△ 590,426
	入 入 入 入	314,900,882	0	0	0	314,900,882	309,738,429	5,162,453
	入 入 入 入	86,783,904	△ 390,000	156,000	△ 284,000	86,549,904	85,681,688	868,216
	入 入 入 入	2,319,235	0	0	0	2,319,235	2,301,282	18,003
事業支出	内 国 際 放 送 費	35,888,945	0	0	0	35,888,945	34,565,116	1,323,829
	信 託 金 収 入	1,346,480	0	0	0	1,346,480	1,242,846	103,634
	報 告 費	1,570,132	0	0	0	1,570,132	1,531,925	38,207
	研 究 費	3,637,027	0	0	0	3,637,027	3,547,674	89,353
	職 手 当 厚 生 費	107,590,665	0	0	0	107,590,665	107,409,144	181,521
	退 給 費	32,324,385	0	204,000	204,000	32,528,385	32,461,003	67,382
	一 減 財 特 予	8,098,014	△ 257,000	0	△ 257,000	7,842,014	7,511,144	330,870
	備 支 出 費	26,900,000	802,000	0	802,000	27,702,000	27,701,762	238
	備 支 出 費	5,341,045	△ 268,000	0	△ 268,000	5,073,045	5,072,213	832
	備 支 出 費	600,000	113,000	0	113,000	713,000	712,687	313
事業収支差金	予 算 収 支 差 金	2,500,000	0	△ 360,000	△ 360,000	2,140,000	0	2,140,000
	予 算 収 支 差 金	18,708,000	0	0	0	18,708,000	25,672,021	△ 6,964,021

(事業収支差金の内訳)					
資本	支出	充	当		
資本	8,088,000		0	8,088,000	8,088,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金	10,620,000		0	10,620,000	17,617,021
					△ 6,997,021

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
		予 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合 計 (1)+(2) (3)	(4)	(5)	(3)-(4)-(5)
資本収入	事業収支差金受入れ	千円 54,993,000	千円 0	千円 54,993,000	千円 51,076,321	千円 8,905,688	千円 110,991
	減価償却資金受入れ	8,088,000	0	8,088,000	8,055,000	0	33,000
	資産受入れ	26,900,000	0	26,900,000	27,701,762	0	△ 801,762
	放送債券償還積立資産受入れ	848,000	0	848,000	1,581,559	0	△ 733,559
	放送債券償還積立資産受入れ	3,050,000	0	3,050,000	3,050,000	0	0
	放送債券償還積立資産受入れ	6,000,000	0	6,000,000	6,000,000	0	0
	長期借入金	10,107,000	0	10,107,000	4,688,000	3,805,688	1,613,312
	長期借入金	54,993,000	0	54,993,000	51,054,848	3,805,688	132,469
	建設費	44,000,000	0	44,000,000	40,094,848	3,805,688	99,469
	建設費	105,000	0	105,000	105,000	0	0
資本支出	放送債券償還積立資産繰入れ	5,157,000	0	5,157,000	5,157,000	0	0
	放送債券償還金	3,050,000	0	3,050,000	3,050,000	0	0
	長期借入金返還金	2,681,000	0	2,681,000	2,648,000	0	33,000
	資本収支差金	0	0	0	21,478	0	△ 21,478

前期繰越金 500,478 千円
 当年度発生額 17,638,499 千円(事業収支差金 25,672,021 千円から事業収支差金受入れ 8,055,000 千円を差し引いた翌年度以降の財政安定のための繰越金 17,617,021 千円と資本収支差金 21,478 千円との合計額)
 後期繰越金 18,138,972 千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は 17,617,021 千円である。)

昭和六十二年八月二十八日 衆議院会議録第十四号 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書 三四八

一 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書
本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和五十九年度決算であつて、これに関する説明書とともに、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。なお、本件には、「検査の結果記述すべき意見はない」との会計検査院の検査結果が添付されている。

1 財産目録及び貸借対照表(昭和六十年三月三十一日現在)

資 産 総 額 三、〇五九億四、三六二万五千円

(対前年度増減(△)額 四〇三億七、九四八万四千円)

負 債 総 額 一、四〇一億八、四八九万六千円

(対前年度増減(△)額 一四七億七四六万三千円)

資 本 総 額 一、六五七億五、八七二万九千円

(対前年度増減(△)額 二五六億七、二〇二万四千円)

2 損益計算書(昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで)

経常事業収入 三、三六一億一、三七二万二千円

(対前年度増減(△)額 四八六億四、七二七万八千円)

経常事業支出 三、一三五億九、八五二万九千円

(対前年度増減(△)額 一七六億六、四六二万八千円)

当期事業収支差金 二五六億七、二〇二万四千円

(対前年度増減(△)額 三三二億八、四五二万六千円)

なお、当期事業収支差金については、八〇億五、五〇〇万円を資本支出に充当し、残り一七六億一、七〇二万四千円は、翌年度以降の財政安定のための財源としてその使用を繰り延べる。

二 議決の内容

本件については、異議がないと議決した。

右報告する。

昭和六十二年八月二十七日

衆議院議長 原 健三郎殿

通信委員長 深谷 隆司

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年二月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「四万五千五百五十一人」を「四万五千七百九十人」に、「四万七千六百五十五人」を「四万七千三百三十二人」に、「二十七万二千七百六十八人」を「二十七万三千二百七十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万四千九百人」を「四万六千四百人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び予備自衛官の員数に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会開法第三〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、防衛庁設置法及び自衛隊法を改正しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

自衛官の定数を五一〇人増加して、二七三、二七八人に改めること。

内 訳

陸上自衛官

一八〇、〇〇〇人(増減なし)

海上自衛官

四五、七九〇人(増加三三九人)

(増加分は、艦艇、航空機の就役等に伴う要員)

航空自衛官

四七、三三二人(増加二六七人)

(増加分は、航空機の就役等に伴う要員)

統合幕僚会議の自衛官

一五六人(増加 四人)

(増加分は、日米防衛協力のための要員等)

合 計

二七三、二七八人(増加五一〇人)

2 自衛隊法の一部改正

予備自衛官の員数を一、五〇〇人増加して、四六、四〇〇人に改めること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、現下の諸情勢に対処し、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三億二千六百万円が昭和六十二年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和六十二年八月二十七日

衆議院議長 原 健三郎殿

内閣委員長 石川 要三

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年二月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千元」に改める。

附 則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

理 由

経済情勢の変化等にかんがみ、予備自衛官手当の月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(内閣提出、第百八回国会閣法第三一号)に

関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、予備自衛官手当の月額を、昭和五十四年の改定以後における経済情勢の変化等を考慮して、三千円から四千元に改定しようとするものである。

なお、施行期日は、昭和六十二年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、経済情勢の変化等にかんがみ、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三億三千六百万円が、昭和六十二年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和六十二年八月二十七日

内閣委員長 石川 要三

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千元」に改める。

附 則

この法律は、公布の日昭和六十二年四月一日から施行する。
この法律による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

昭和六十二年八月二十八日 衆議院會議録第十四号

三五〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

大

蔵

省

印

刷

局

電 官
話 報
三 (天) 四三三

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

一定
価一
〇部
円